

# 法 令 等 [問題 1～問題40は択一式（5肢択一式）]

問題1 次の文章の空欄 [ア]～[エ]に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

現代の法律上の用語として「[ア]」というのは、紛争当事者以外の第三者が[イ]の条件（内容）を紛争当事者に示して、当事者の合意（[イ]）によって紛争を解決するように当事者にはたらきかけること、を意味する。このような意味での[ア]は、法律上の用語としての「[ウ]」とは区別されなければならない。「[ウ]」というのは、紛争解決の手段として、紛争当事者以外の第三者たる私人（[ウ]人）・・・が紛争に対し或る決定を下すこと、を意味する。

「[ア]」は、紛争当事者の合意によって紛争を解決すること（[イ]）を第三者が援助し促進することであって、紛争を終わらせるかどうかの最終決定権は当事者にあるのに対し、「[ウ]」においては、[ウ]人が紛争について決定を下したときは、紛争当事者はそれに拘束されるのであって・・・、この点で[ウ]は[エ]に似ている・・・。

（中略）

しかし、このような用語法は、西洋の法意識を前提としそれに立脚したものであって、わが国の日常用語では、「[ア]」と「[ウ]」という二つのことばの間には明確な区別がない。『広辞苑』には、「[ア]」ということばの説明として、「双方の間に立って争いをやめさせること。中に立って双方を円くまとめること。」と書かれている。そうして、奇しくもこの説明は、日本の伝統的な紛争解決方法においては[ア]と[ウ]とが明確に分化していなかったという事実を、巧まずして示しているのである。

（出典 川島武宜「日本人の法意識」1967年から<送り仮名を改めた部分がある。>）

	ア	イ	ウ	エ
1	調停	和解	仲裁	裁判
2	仲裁	和解	調停	裁判
3	和解	示談	仲裁	調停
4	示談	仲裁	和解	調停
5	調停	示談	和解	仲裁

問題2 簡易裁判所に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 簡易裁判所は、禁固刑および懲役刑を科すことができず、これらを科す必要を認めたときは、事件を地方裁判所へ移送しなければならない。
- イ 簡易裁判所における一部の民事事件の訴訟代理業務は、法務大臣の認定を受けた司法書士および行政書士にも認められている。
- ウ 簡易裁判所で行う民事訴訟では、訴えは口頭でも提起することができる。
- エ 少額訴訟による審理および裁判には、同一人が同一の簡易裁判所において同一の年に一定の回数を超えて求めることができないとする制限がある。
- オ 簡易裁判所判事は、金銭その他の代替物または有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。

- 1 ア・イ  
2 ア・ウ  
3 イ・オ  
4 ウ・エ  
5 エ・オ

問題3 次の文章の空欄 [ア] ~ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の [ア] を監獄内に限定するものであつて、右の勾留により拘禁された者は、その限度で [イ] 的行動の自由を制限されるのみならず、前記逃亡又は罪証隠滅の防止の目的のために必要かつ [ウ] 的な範囲において、それ以外の行為の自由をも制限されることを免れない・・・。また、監獄は、多数の被拘禁者を外部から [エ] して収容する施設であり、右施設内でこれらの者を集団として管理するにあたつては、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、・・・この面からその者の [イ] 的自由及びその他の行為の自由に一定の制限が加えられることは、やむをえないところというべきである・・・被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合・・・具体的な事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の [オ] 性があると認められることが必要であり、かつ、・・・制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ [ウ] 的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。

(最大判昭和58年6月22日民集第37巻5号793頁)

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	居住	身体	合理	隔離	蓋然
2	活動	身体	蓋然	遮断	合理
3	居住	日常	合理	遮断	蓋然
4	活動	日常	蓋然	隔離	合理
5	居住	身体	合理	遮断	蓋然

問題4 表現の自由の規制に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 表現の内容規制とは、ある表現が伝達しようとするメッセージを理由とした規制であり、政府の転覆を煽動する文書の禁止、国家機密に属する情報の公表の禁止などがその例である。
- 2 表現の内容を理由とした規制であっても、高い価値の表現でないことを理由に通常の内容規制よりも緩やかに審査され、規制が許されるべきだとされる場合があり、営利を目的とした表現や、人種的憎悪をあおる表現などがその例である。
- 3 表現内容中立規制とは、表現が伝達しようとするメッセージの内容には直接関係なく行われる規制であり、学校近くでの騒音の制限、一定の選挙運動の制限などがその例である。
- 4 表現行為を事前に規制することは原則として許されないとされ、検閲は判例によれば絶対的に禁じられるが、裁判所による表現行為の事前差し止めは厳格な要件のもとで許容される場合がある。
- 5 表現行為の規制には明確性が求められるため、表現行為を規制する刑法法規の法文が漠然不明確であったり、過度に広汎であったりする場合には、そうした文言の射程を限定的に解釈し合憲とすることは、判例によれば許されない。

問題5 次の文章の下線部の趣旨に、最も適合しないものはどれか。

議院が独立的機関であるなら、みずからの権能について、行使・不行使をみずから決定しえなければならない。議院の権能行使は、議院の自律にまかせられるを要する。けれども、憲法典は、通常、議員が、このような自律権を有することを明文で規定しない。独立の地位をもつことの、当然の帰結だからである。これに比べれば制度上の意味の限定的な議員の不逮捕特権や免責特権がかえって憲法典に規定されるのは、それが、独立的機関の構成員とされることからする当然の帰結とは考ええないことによる。憲法典に規定されなくても、議員の自律権は、議院の存在理由を確保するために不可欠で、議員特権などより重い意味をもっている。

しかし、日本国憲法典をじっくり味読するなら、議院に自律権あることを前提とし、これあることを指示する規定がある。

(出典 小嶋和司「憲法学講話」1982年から)

- 1 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができる。
- 2 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
- 3 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
- 4 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。
- 5 両議院は、各々院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。

問題6 衆議院の解散に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期が満了した場合と衆議院が解散された場合に行われるが、実際の運用では、任期満了による総選挙が過半数を占め、解散による総選挙は例外となっている。
- 2 内閣による衆議院の解散は、高度の政治性を有する国家行為であるから、解散が憲法の明文規定に反して行われるなど、一見極めて明白に違憲無効と認められる場合を除き、司法審査は及ばないとするのが判例である。
- 3 最高裁判所が衆議院議員選挙における投票価値の不均衡について憲法違反の状態にあると判断した場合にも、内閣の解散権は制約されないとするのが政府見解であるが、実際には、不均衡を是正しないまま衆議院が解散された例はない。
- 4 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができる解される。
- 5 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が尊かれる。

問題7 憲法訴訟における違憲性の主張適格が問題となった第三者没収に関する最高裁判所判決<sup>\*</sup>について、次のア～オの記述のうち、法廷意見の見解として、正しいものをすべて挙げた組合せはどれか。

- ア 第三者の所有物の没収は、所有物を没収される第三者にも告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であり、これなしに没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害することになる。
- イ かかる没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、それが被告人に対する附加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をすることができる。
- ウ 被告人としても、その物の占有権を剥奪され、これを使用・収益できない状態におかれ、所有権を剥奪された第三者から賠償請求権等を行使される危険に曝される等、利害関係を有することが明らかであるから、上告により救済を求めることができるものと解すべきである。
- エ 被告人自身は本件没収によって現実の具体的不利益を蒙ってはいないから、現実の具体的不利益を蒙っていない被告人の申立に基づき没収の違憲性に判断を加えることは、将来を予想した抽象的判断を下すものに外ならず、憲法81条が付与する違憲審査権の範囲を逸脱する。
- オ 刑事訴訟法では、被告人に対して言い渡される判決の直接の効力が被告人以外の第三者に及ぶことは認められていない以上、本件の没収の裁判によって第三者の所有権は侵害されていない。

(注) \* 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ア・イ・ウ
- 5 ア・エ・オ

問題8 次の文章は、食中毒事故の原因食材を厚生大臣（当時）が公表したこと（以下「本件公表」という。）について、その国家賠償責任が問われた訴訟の判決文である。この判決の内容に明らかに反しているものはどれか。

食中毒事故が起った場合、その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するとおりである。しかし、行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当し、その直接の根拠となる法律上の規定が存在しないからといって、それだけで直ちに違法の問題が生じることはないというべきである。もちろん、その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることも考えられるが、本件各報告の公表はそのような場合ではない。すなわち、厚生省は、公衆衛生行政・食品衛生行政を担い、その所管する食品衛生法は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的としている（法1条）のであるから、本件集団下痢症の原因を究明する本件各報告の作成・公表は、厚生省及び厚生大臣の所管する事務の範囲内に含まれることは明らかである。このように、厚生大臣がその所管する事務の範囲内において行い、かつ、国民の権利を制限し、義務を課すこと目的としてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表について、これを許容する法律上の直接の根拠がないからといって、それだけで直ちに法治主義違反の違法の問題が生じるとはいえない。

（大阪地裁平成14年3月15日判決・判例時報1783号97頁）

- 1 法律の留保に関するさまざまな説のうち、いわゆる「侵害留保説」が前提とされている。
- 2 行政府がその所掌事務からまったく逸脱した事項について公表を行った場合、当該公表は違法性を帯びることがありうるとの立場がとられている。
- 3 義務違反に対する制裁を目的としない情報提供型の「公表」は、非権力的事実行為に当たるとの立場がとられている。
- 4 集団下痢症の原因を究明する本件各報告の公表には、食品衛生法の直接の根拠が存在しないとの立場がとられている。
- 5 本件公表は、国民の権利を制限し、義務を課すことを直接の目的とするものではないが、現実には特定の国民に重大な不利益をもたらす事実上の効果を有するものであることから、法律上の直接の根拠が必要であるとの立場がとられている。

問題9 行政行為（処分）に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 処分に重大かつ明白な瑕疵があり、それが当然に無効とされる場合において、当該瑕疵が明白であるかどうかは、当該処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべきである。
- 2 行政庁の処分の効力の発生時期については、特別の規定のない限り、その意思表示が相手方に到達した時ではなく、それが行政庁から相手方に向けて発信された時と解するのが相当である。
- 3 課税処分における内容の過誤が課税要件の根幹にかかわる重大なものである場合であっても、当該瑕疵に明白性が認められなければ、当該課税処分が当然に無効となることはない。
- 4 相手方に利益を付与する処分の撤回は、撤回の対象となる当該処分について法令上の根拠規定が定められていたとしても、撤回それ自体について別途、法令上の根拠規定が定められていなければ、適法にすることはできない。
- 5 旧自作農創設特別措置法に基づく農地買収計画の決定に対してなされた訴願を認容する裁決は、これを実質的に見れば、その本質は法律上の争訟を裁判するものであるが、それが処分である以上、他の一般的な処分と同様、裁決序自らの判断で取り消すことを妨げない。

問題10 普通地方公共団体が締結する契約に関する次の記述のうち、地方自治法の定めに照らし、妥当なものはどれか。

- 1 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りのほか、条例で定める方法によっても締結することができる。
- 2 売買、賃借、請負その他の契約を、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結することができるのは、政令が定める場合に該当するときに限られる。
- 3 一般競争入札により契約を締結する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされており、この点についての例外は認められていない。
- 4 随意契約の手続に關し必要な事項は、当該普通地方公共団体が条例でこれを定める。
- 5 契約を締結する場合に議会の議決を要するのは、種類および金額について政令で定める基準に従い条例で定めるものを締結するときであって、かつ指名競争入札による場合に限られる。

問題11 行政手続法の用語に関する次の記述のうち、同法の定義に照らし、正しいものはどれか。

- 1 「不利益処分」とは、申請により求められた許認可等を拒否する処分など、申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分のほか、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。
- 2 「行政機関」には、国の一定の機関およびその職員が含まれるが、地方公共団体の機関はこれに含まれない。
- 3 「処分基準」とは、不利益処分をするかどうか、またはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 4 「申請」とは、法令に基づき、申請者本人または申請者以外の第三者に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- 5 「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、当該行政庁にそれに対する諾否の応答が義務づけられているものをいう。

問題12 行政手続法の規定する聴聞と弁明の機会の付与に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 聴聞、弁明の機会の付与のいずれの場合についても、当事者は代理人を選任することができます。
- 2 聴聞は許認可等の取消しの場合に行われる手続であり、弁明の機会の付与は許認可等の拒否処分の場合に行われる手続である。
- 3 聴聞が口頭で行われるのに対し、弁明の機会の付与の手続は、書面で行われるのが原則であるが、当事者から求めがあったときは、口頭により弁明する機会を与えなければならない。
- 4 聴聞、弁明の機会の付与のいずれの場合についても、当該処分について利害関係を有する者がこれに参加することは、認められていない。
- 5 聴聞、弁明の機会の付与のいずれの場合についても、当事者は処分の原因に関するすべての文書を閲覧する権利を有する。

問題13 行政手続法の定める申請の取扱いに関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 申請がそれをすることができる期間内にされたものではない場合、当該申請は当然に不適法なものであるから、行政庁は、これに対して諾否の応答を行わず、その理由を示し、速やかに当該申請にかかる書類を申請者に返戻しなければならない。
- イ 許認可等を求める申請に必要な書類が添付されていない場合、行政庁は、速やかに、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるか、あるいは当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
- ウ 行政庁は、申請により求められた許認可等のうち行政手続法に列挙されたものについて、これを拒否する処分を行おうとするときは、予めその旨を申請者に対し通知し、当該申請者に弁明書の提出による意見陳述の機会を与えなければならない。
- エ 行政庁が申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導を行うことは、申請者がそれに従う意思がない旨を表明したにもかかわらずこれを継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるものでない限り、直ちに違法とされるものではない。
- オ 行政庁が、申請の処理につき標準処理期間を設定し、これを公表した場合において、当該標準処理期間を経過してもなお申請に対し何らの処分がなされないとときは、当該申請に対して拒否処分がなされたものとみなされる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題14 行政不服審査法に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査請求人の地位を承継することができるが、その場合は、審査庁の許可を得ることが必要である。
- イ 処分についての審査請求に関する審査請求期間については、処分があったことを知った日から起算するものと、処分があった日から起算するものの2つが定められているが、いずれについても、その初日が算入される。
- ウ 法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がなされないときは、当該行政庁の不作為について、当該処分をすることを求める審査請求をすることができる。
- エ 一定の利害関係人は、審理員の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができるが、参加人は、審査請求人と同様に、口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えられ、証拠書類または証拠物を提出することができる。
- オ 多数人が共同して行った審査請求においては、法定数以内の総代を共同審査請求人により互選することが認められているが、その場合においても、共同審査請求人各自が、総代を通じることなく単独で当該審査請求に関する一切の行為を行うことができる。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題15 再審査請求について定める行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 法律に再審査請求をすることができる旨の定めがない場合であっても、処分庁の同意を得れば再審査請求をすることが認められる。
- 2 審査請求の対象とされた処分（原処分）を適法として棄却した審査請求の裁決（原裁決）があった場合に、当該審査請求の裁決に係る再審査請求において、原裁決は違法であるが、原処分は違法でも不当でもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。
- 3 再審査請求をすることができる処分について行う再審査請求の請求先（再審査庁）は、行政不服審査会となる。
- 4 再審査請求をすることができる処分について、審査請求の裁決が既になされている場合には、再審査請求は当該裁決を対象として行わなければならない。
- 5 再審査請求の再審査請求期間は、原裁決があった日ではなく、原処分があった日を基準として算定する。

問題16 不作為についての審査請求について定める行政不服審査法の規定に関する次のア～エの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- イ 不作為についての審査請求について理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- ウ 不作為についての審査請求について理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法または不当である旨を宣言する。
- エ 不作為についての審査請求について理由がある場合、不作為庁の上級行政庁ではない審査庁は、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を勧告しなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題17 狹義の訴えの利益に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 森林法に基づく保安林指定解除処分の取消しが求められた場合において、水資源確保等のための代替施設の設置によって洪水や渇水の危険が解消され、その防止上からは当該保安林の存続の必要性がなくなったと認められるとしても、当該処分の取消しを求める訴えの利益は失われない。
- イ 土地改良法に基づく土地改良事業施行認可処分の取消しが求められた場合において、当該事業の計画に係る改良工事及び換地処分がすべて完了したため、当該認可処分に係る事業施行地域を当該事業施行以前の原状に回復することが、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能であるとしても、当該認可処分の取消しを求める訴えの利益は失われない。
- ウ 建築基準法に基づく建築確認の取消しが求められた場合において、当該建築確認に係る建築物の建築工事が完了した後でも、当該建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われない。
- エ 都市計画法に基づく開発許可のうち、市街化調整区域内にある土地を開発区域とするものの取消しが求められた場合において、当該許可に係る開発工事が完了し、検査済証の交付がされた後でも、当該許可の取消しを求める訴えの利益は失われない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題18 行政事件訴訟法が定める出訴期間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 処分または裁決の取消しの訴えは、処分または裁決の日から6箇月を経過したときは提起することができないが、正当な理由があるときはこの限りでない。
- 2 処分につき審査請求をすることができる場合において審査請求があったときは、処分に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知った日から6箇月を経過したときは提起することができないが、正当な理由があるときはこの限りではない。
- 3 不作為の違法確認の訴えは、当該不作為に係る処分または裁決の申請をした日から6箇月を経過したときは提起することができないが、正当な理由があるときはこの限りではない。
- 4 義務付けの訴えは、処分または裁決がされるべきことを知った日から6箇月を経過したときは提起することができないが、正当な理由があるときはこの限りではない。
- 5 差止めの訴えは、処分または裁決がされようとしていることを知った日から6箇月を経過したときは提起することができないが、正当な理由があるときはこの限りではない。

問題19 行政事件訴訟法が定める義務付け訴訟に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 申請拒否処分がなされた場合における申請型義務付け訴訟は、拒否処分の取消訴訟と併合提起しなければならないが、その無効確認訴訟と併合提起することはできない。
- 2 行政庁が義務付け判決に従った処分をしない場合には、裁判所は、行政庁に代わって当該処分を行うことができる。
- 3 義務付け判決には、取消判決の拘束力の規定は準用されているが、第三者効の規定は準用されていない。
- 4 処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある場合には、当該処分につき義務付け訴訟を提起しなくとも、仮の義務付けのみを単独で申し立てることができる。
- 5 義務付け訴訟は、行政庁の判断を待たず裁判所が一定の処分を義務付けるものであるから、申請型、非申請型のいずれの訴訟も、「重大な損害を生じるおそれ」がある場合のみ提起できる。

問題20 国家賠償法に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 同一の行政主体に属する複数の公務員のみによって一連の職務上の行為が行われ、その一連の過程で他人に損害が生じた場合、損害の直接の原因となった公務員の違法行為が特定できないときには、当該行政主体は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うことはない。
- イ 税務署長が行った所得税の更正処分が、所得金額を過大に認定したものであるとして取消訴訟で取り消されたとしても、当該税務署長が更正処分をするに際して職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしていた場合は、当該更正処分に国家賠償法1条1項にいう違法があったとはされない。
- ウ 国家賠償法1条1項に基づく賠償責任は、国または公共団体が負うのであって、公務員個人が負うものではないから、公務員個人を被告とする賠償請求の訴えは不適法として却下される。
- エ 国家賠償法1条1項が定める「公務員が、その職務を行うについて」という要件については、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、自己の利をはかる意図をもってする場合であっても、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしたときは、この要件に該当する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題21 国家賠償法に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 宅地建物取引業法は、宅地建物取引業者の不正な行為によって個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接の目的とするものであるから、不正な行為をした業者に対する行政庁の監督権限の不行使は、被害者との関係においても、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。
- 2 建築基準法に基づく指定を受けた民間の指定確認検査機関による建築確認は、それに関する事務が行政庁の監督下において行われているものではないため、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たらない。
- 3 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、または同法を引き継いだ公害健康被害補償法<sup>\*</sup>に基づいて水俣病患者の認定申請をした者が水俣病の認定処分を受けた場合でも、申請処理の遅延により相当の期間内に応答がなかったという事情があれば、当該遅延は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。
- 4 裁判官がおこなう争訟の裁判については、その裁判の内容に上訴等の訴訟法上の救済方法では正されるべき瑕疵が存在し、当該裁判官が付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような事がみられたとしても、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることはない。
- 5 檢察官が公訴を提起した裁判において、無罪の判決が確定したとしても、そのことから直ちに、起訴前の逮捕や勾留とその後の公訴の提起などが国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるということにはならない。

(注) \* 公害健康被害の補償等に関する法律

問題22 住民について定める地方自治法の規定に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村およびこれを包括する都道府県の住民とする。
- イ 住民は、日本国籍の有無にかかわらず、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。
- ウ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。
- エ 日本国たる普通地方公共団体の住民は、その属する普通地方公共団体のすべての条例について、その内容にかかわらず、制定または改廃を請求する権利を有する。
- オ 都道府県は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題23 地方自治法の定める自治事務と法定受託事務に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事が法律に基づいて行政処分を行う場合、当該法律において、当該処分を都道府県の自治事務とする旨が特に定められているときに限り、当該処分は自治事務となる。
- 2 都道府県知事が法律に基づいて自治事務とされる行政処分を行う場合、当該法律に定められている処分の要件については、当該都道府県が条例によってこれを変更することができる。
- 3 普通地方公共団体は、法定受託事務の処理に関して法律またはこれに基づく政令によらなければ、国または都道府県の関与を受けることはないが、自治事務の処理に関しては、法律またはこれに基づく政令によることなく、国または都道府県の関与を受けることがある。
- 4 自治紛争処理委員は、普通地方公共団体の自治事務に関する紛争を処理するため設けられたものであり、都道府県は、必ず常勤の自治紛争処理委員をおかなければならない。
- 5 都道府県知事は、市町村長の担任する自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、または著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正または改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

問題24 地方自治法に基づく住民訴訟に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 住民訴訟を提起した者が当該訴訟の係属中に死亡したとき、その相続人は、当該地方公共団体の住民である場合に限り、訴訟を承継することができる。
- 2 住民訴訟を提起する者は、その対象となる財務会計行為が行われた時点において当該普通地方公共団体の住民であることが必要である。
- 3 住民訴訟の前提となる住民監査請求は、条例で定める一定数の当該地方公共団体の住民の連署により、これをする必要がある。
- 4 普通地方公共団体の議会は、住民訴訟の対象とされた当該普通地方公共団体の不当利得返還請求権が裁判において確定したのちは、当該請求権に関する権利放棄の議決をすることはできない。
- 5 住民訴訟を提起した者は、当該住民訴訟に勝訴した場合、弁護士に支払う報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを当該普通地方公共団体に対して請求することができる。

問題25 情報公開をめぐる最高裁判所の判例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 条例に基づく公文書非公開決定の取消訴訟において、被告は、当該決定が適法であることの理由として、実施機関が当該決定に付した非公開理由とは別の理由を主張することも許される。
- 2 行政機関情報公開法<sup>\*</sup>に基づく開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟において、不開示決定時に行政機関が当該文書を保有していなかったことについての主張立証責任は、被告が負う。
- 3 条例に基づく公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書が書証として提出された場合には、当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅する。
- 4 条例に基づく公文書非開示決定に取消し得べき瑕疵があった場合には、そのことにより直ちに、国家賠償請求訴訟において、当該決定は国家賠償法1条1項の適用上違法であるとの評価を受ける。
- 5 条例に基づき地方公共団体の長が建物の建築工事計画通知書についての公開決定に対して、国が当該建物の所有者として有する固有の利益が侵害されることを理由としてその取消しを求める訴えは、法律上の争訟には当たらない。

(注) \* 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

問題26 自動車の運転免許に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 自動車の運転免許の交付事務を担当する都道府県公安委員会は合議制の機関であることから、免許の交付の権限は都道府県公安委員会の委員長ではなく、都道府県公安委員会が有する。
- 2 道路交通法に違反した行為を理由として運転免許停止処分を受けた者が、その取消しを求めて取消訴訟を提起したところ、訴訟係属中に免許停止期間が終了した場合、当該違反行為を理由とする違反点数の効力が残っていたとしても、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。
- 3 運転免許証の「○年○月○日まで有効」という記載は、行政行為に付される附款の一種で、行政法学上は「条件」と呼ばれるものである。
- 4 自動車の運転免許は、免許を受けた者に対し、公道上で自動車を運転できるという権利を付与するものであるから、行政法学上の「特許」に当たる。
- 5 都道府県公安委員会は国家公安委員会の地方支分部局に当たるため、内閣総理大臣は、閣議にかけた方針に基づき都道府県公安委員会の運転免許交付事務を指揮監督することができる。

問題27 制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 未成年者について、親権を行う者が管理権を有しないときは、後見が開始する。
- 2 保佐人は、民法が定める被保佐人の一定の行為について同意権を有するほか、家庭裁判所が保佐人に代理権を付与する旨の審判をしたときには特定の法律行為の代理権も有する。
- 3 家庭裁判所は、被補助人の特定の法律行為につき補助人の同意を要する旨の審判、および補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
- 4 被保佐人が保佐人の同意を要する行為をその同意を得ずに行った場合において、相手方が被保佐人に対して、一定期間内に保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたが、その期間内に回答がなかったときは、当該行為を追認したものと擬制される。
- 5 制限行為能力者が、相手方に制限行為能力者であることを黙秘して法律行為を行った場合であっても、それが他の言動と相まって相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、詐術にあたる。

問題28 占有改定等に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 即時取得が成立するためには占有の取得が必要であるが、この占有の取得には、外観上従来の占有事実の状態に変更を来たさない、占有改定による占有の取得は含まれない。
- イ 留置権が成立するためには他人の物を占有することが必要であるが、この占有には、債務者を占有代理人とした占有は含まれない。
- ウ 先取特権の目的動産が売買契約に基づいて第三取得者に引き渡されると、その後は先取特権を当該動産に対して行使できることとなるが、この引渡しには、現実の移転を伴わない占有改定による引渡しは含まれない。
- エ 質権が成立するためには目的物の引渡しが必要であるが、この引渡しには、設定者を以後、質権者の代理人として占有させる、占有改定による引渡しは含まれない。
- オ 動産の譲渡担保権を第三者に対抗するためには目的物の引渡しが必要であるが、この引渡しには、公示性の乏しい占有改定による引渡しは含まれない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題29 根抵当権に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 被担保債権の範囲は、確定した元本および元本確定後の利息その他の定期金の2年分である。
- 2 元本確定前においては、被担保債権の範囲を変更することができるが、後順位抵当権者その他の第三者の承諾を得た上で、その旨の登記をしなければ、変更がなかつたものとみなされる。
- 3 元本確定期日は、当事者の合意のみで変更後の期日を5年以内の期日とする限りで変更することができるが、変更前の期日より前に変更の登記をしなければ、変更前の期日に元本が確定する。
- 4 元本確定前に根抵当権者から被担保債権を譲り受けた者は、その債権について根抵当権を行使することができないが、元本確定前に被担保債務の免責的債務引受があった場合には、根抵当権者は、引受人の債務について、その根抵当権を行使することができる。
- 5 根抵当権設定者は、元本確定後においては、根抵当権の極度額の一切の減額を請求することはできない。

問題30 A・B間において、Aが、Bに対して、Aの所有する甲建物または乙建物のうちいずれかを売買する旨の契約が締結された。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 紛失の目的を甲建物とするか乙建物とするかについての選択権は、A・B間に特約がない場合には、Bに帰属する。
- 2 A・B間の特約によってAが選択権者となった場合に、Aは、給付の目的物として甲建物を選択する旨の意思表示をBに対してした後であっても、Bの承諾を得ることなく、その意思表示を撤回して、乙建物を選択することができる。
- 3 A・B間の特約によってAが選択権者となった場合において、Aの過失によって甲建物が焼失したためにその給付が不能となったときは、給付の目的物は、乙建物になる。
- 4 A・B間の特約によって第三者Cが選択権者となった場合において、Cの選択権の行使は、AおよびBの両者に対する意思表示によつてしなければならない。
- 5 A・B間の特約によって第三者Cが選択権者となった場合において、Cが選択をすることのできないときは、選択権は、Bに移転する。

問題31 Aは、Bに対して金銭債務（以下、「甲債務」という。）を負っていたが、甲債務をCが引き受ける場合（以下、「本件債務引受」という。）に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 本件債務引受について、BとCとの契約によって併存的債務引受とすることができる。
- 2 本件債務引受について、AとCとの契約によって併存的債務引受とすることができ、この場合においては、BがCに対して承諾をした時に、その効力が生ずる。
- 3 本件債務引受について、BとCとの契約によって免責的債務引受とすることができ、この場合においては、BがAに対してその契約をした旨を通知した時に、その効力が生ずる。
- 4 本件債務引受について、AとCが契約をし、BがCに対して承諾することによって、免責的債務引受とすることができます。
- 5 本件債務引受については、それが免責的債務引受である場合には、Cは、Aに対して当然に求償権を取得する。

問題32 同時履行の抗弁権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 双務契約が一方当事者の詐欺を理由として取り消された場合においては、詐欺を行った当事者は、当事者双方の原状回復義務の履行につき、同時履行の抗弁権を使用することができない。
- 2 家屋の賃貸借が終了し、賃借人が造作買取請求権を有する場合においては、賃貸人が造作代金を提供するまで、賃借人は、家屋の明渡しを拒むことができる。
- 3 家屋の賃貸借が終了し、賃借人が敷金返還請求権を有する場合においては、賃貸人が敷金を提供するまで、賃借人は、家屋の明渡しを拒むことができる。
- 4 請負契約においては仕事完成義務と報酬支払義務とが同時履行の関係に立つため、物の引渡しを要する場合であっても、特約がない限り、仕事を完成させた請負人は、目的物の引渡しに先立って報酬の支払を求めることができ、注文者はこれを拒むことができない。
- 5 売買契約の買主は、売主から履行の提供があっても、その提供が継続されない限り、同時履行の抗弁権を失わない。

問題33 A所有の甲土地をBに対して建物所有の目的で賃貸する旨の賃貸借契約（以下、「本件賃貸借契約」という。）が締結され、Bが甲土地上に乙建物を建築して建物所有権保存登記をした後、AがCに甲土地を売却した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 本件賃貸借契約における賃貸人の地位は、別段の合意がない限り、AからCに移転する。
- 2 乙建物の所有権保存登記がBと同居する妻Dの名義であっても、Bは、Cに対して、甲土地の賃借権をもって対抗することができる。
- 3 Cは、甲土地について所有権移転登記を備えなければ、Bに対して、本件賃貸借契約に基づく賃料の支払を請求することができない。
- 4 本件賃貸借契約においてAからCに賃貸人の地位が移転した場合、Bが乙建物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、Bは、Cに対して、直ちにその償還を請求することができる。
- 5 本件賃貸借契約の締結にあたりBがAに対して敷金を交付していた場合において、本件賃貸借契約が期間満了によって終了したときは、Bは、甲土地を明け渡した後に、Cに対して、上記の敷金の返還を求めることができる。

問題34 医療契約に基づく医師の患者に対する義務に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 過失の認定における医師の注意義務の基準は、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であるとされるが、この臨床医学の実践における医療水準は、医療機関の特性等によって異なるべきではなく、全国一律に絶対的な基準として考えられる。
- 2 医療水準は、過失の認定における医師の注意義務の基準となるものであるから、平均的医師が現に行っている医療慣行とは必ずしも一致するものではなく、医師が医療慣行に従った医療行為を行ったからといって、医療水準に従った注意義務を全くしたと直ちにいうことはできない。
- 3 医師は、治療法について選択の機会を患者に与える必要があるとはいえ、医療水準として未確立の療法については、その実施状況や当該患者の状況にかかわらず、説明義務を負うものではない。
- 4 医師は、医療水準にかなう検査および治療措置を自ら実施できない場合において、予後（今後の病状についての医学的な見通し）が一般に重篤で、予後の良否が早期治療に左右される何らかの重大で緊急性のある病気にかかっている可能性が高いことを認識できたときであっても、その病名を特定できない以上、患者を適切な医療機関に転送して適切な治療を受けさせるべき義務を負うものではない。
- 5 精神科医は、向精神薬を治療に用いる場合において、その使用する薬の副作用については、その薬の最新の添付文書を確認しなくとも、当該医師の置かれた状況の下で情報を収集すれば足りる。

問題35 特別養子制度に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 特別養子は、実父母と養父母の間の合意を家庭裁判所に届け出ることによって成立する。
- イ 特別養子縁組において養親となる者は、配偶者のある者であって、夫婦いずれもが20歳以上であり、かつ、そのいずれかは25歳以上でなければならない。
- ウ すべての特別養子縁組の成立には、特別養子となる者の同意が要件であり、同意のない特別養子縁組は認められない。
- エ 特別養子縁組が成立した場合、実父母及びその血族との親族関係は原則として終了し、特別養子は実父母の相続人となる資格を失う。
- オ 特別養子縁組の解消は原則として認められないが、養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由がある場合、または、実父母が相当の監護をすることができる場合には、家庭裁判所が離縁の審判を下すことができる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・オ

問題36 運送品が高価品である場合における運送人の責任に関する特則について述べた次のア～オの記述のうち、商法の規定および判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 商法にいう「高価品」とは、単に高価な物品を意味するのではなく、運送人が荷送人から收受する運送貨に照らして、著しく高価なものをいう。
- イ 運送品が高価品であるときは、荷送人が運送を委託するにあたりその種類および価額を通知した場合を除き、運送人は運送品に関する損害賠償責任を負わない。
- ウ 荷送人が種類および価額の通知をしないときであっても、運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたときは、運送人は免責されない。
- エ 運送人の故意によって高価品に損害が生じた場合には運送人は免責されないが、運送人の重大な過失によって高価品に損害が生じたときは免責される。
- オ 高価品について運送人が免責されるときは、運送人の不法行為による損害賠償責任も同様に免除される。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題37 株式会社の設立等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 発起設立または募集設立のいずれの場合であっても、各発起人は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
- イ 株式会社の設立に際して作成される定款について、公証人の認証がない場合には、株主、取締役、監査役、執行役または清算人は、訴えの方法をもって、当該株式会社の設立の取消しを請求することができる。
- ウ 現物出資財産等について定款に記載または記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合は、当該証明および不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合には、現物出資財産等については検査役による調査を要しない。
- エ 株式会社が成立しなかったときは、発起人および設立時役員等は、連帶して、株式会社の設立に関してした行為について、その責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。
- オ 発起設立または募集設立のいずれの場合であっても、発起人は、設立時発行株式を引き受けた発起人または設立時募集株式の引受人による払込みの取扱いをした銀行等に対して、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題38 株式会社が自己の発行する株式を取得する場合に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 株式会社は、その発行する全部または一部の株式の内容として、当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができることを定めることができる。
- 2 株式会社は、その発行する全部または一部の株式の内容として、当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてその取得を請求することができることを定めることができる。
- 3 株式会社が他の会社の事業の全部を譲り受ける場合には、当該株式会社は、当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得することができる。
- 4 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。
- 5 株式会社が、株主総会の決議に基づいて、株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得する場合には、当該行為の効力が生ずる日における分配可能額を超えて、株主に対して金銭等を交付することができる。

問題39 株主総会に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 株式会社は、基準日を定めて、当該基準日において株主名簿に記載または記録されている株主（以下、「基準日株主」という。）を株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができる。
- 2 株式会社は、基準日株主の権利を害することがない範囲であれば、当該基準日後に株式を取得した者の全部または一部を株主総会における議決権を行使することができる者と定めることができる。
- 3 株主は、株主総会ごとに代理権を授与した代理人によってその議決権を行使することができる。
- 4 株主総会においてその延期または続行について決議があった場合には、株式会社は新たな基準日を定めなければならず、新たに定めた基準日における株主名簿に記載または記録されている株主が当該株主総会に出席することができる。
- 5 株主が議決権行使書面を送付した場合に、当該株主が株主総会に出席して議決権を行使したときには、書面による議決権行使の効力は失われる。

問題40 公開会社であり、かつ大会社に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 譲渡制限株式を発行することができない。
- 2 発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍を超えることはできない。
- 3 株主総会の招集通知は書面で行わなければならない。
- 4 会計監査人を選任しなければならない。
- 5 取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。

[問題41～問題43は択一式（多肢選択式）]

問題41 次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

このような労働組合の結成を憲法および労働組合法で保障しているのは、社会的・経済的弱者である個々の労働者をして、その強者である [ア] との交渉において、対等の立場に立たせることにより、労働者の地位を向上させることを目的とするものであることは、さきに説示したとおりである。しかし、現実の政治・経済・社会機構のもとにおいて、労働者がその経済的地位の向上を図るにあたつては、単に対 [ア] との交渉においてのみこれを求めて、十分にはその目的を達成することができず、労働組合が右の目的をより十分に達成するための手段として、その目的達成に必要な [イ] や社会活動を行なうことを妨げられるものではない。

この見地からいつて、本件のような地方議会議員の選挙にあたり、労働組合が、その組合員の居住地域の生活環境の改善その他生活向上を図るうえに役立たしめるため、その [ウ] を議会に送り込むための選挙活動をすること、そして、その一方策として、いわゆる統一候補を決定し、組合を挙げてその選挙運動を推進することは、組合の活動として許されないわけではなく、また、統一候補以外の組合員であえて立候補しようとするものに対し、組合の所期の目的を達成するため、立候補を思いとどまるよう勧告または説得することも、それが単に勧告または説得にとどまるかぎり、組合の組合員に対する妥当な範囲の [エ] 権の行使にほかならず、別段、法の禁ずるところとはいえない。しかし、のことから直ちに、組合の勧告または説得に応じないで個人的に立候補した組合員に対して、組合の [エ] をみだしたものとして、何らかの処分をすることができるかどうかは別個の問題である。

(最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁)

1 統制	2 過半数代表	3 争議行為	4 指揮命令
5 政治献金	6 国民	7 地域代表	8 政治活動
9 支配	10 公権力	11 職能代表	12 経済活動
13 管理運営	14 自律	15 公益活動	16 純粹代表
17 利益代表	18 国	19 私的政府	20 使用者

問題42 次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政指導とは、相手方の任意ないし合意を前提として行政目的を達成しようとする行政活動の一形式である。

行政手続法は、行政指導につき、「行政機関がその任務又は [ア] の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、[イ]、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」と定義し、行政指導に関する幾つかの条文を規定している。例えば、行政手続法は、行政指導 [ウ] につき、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」と定義し、これが、[エ] 手続の対象となることを定める規定がある。

行政指導は、一般的には、法的効果をもたないものとして处分性は認められず抗告訴訟の対象とすることはできないと解されているが、行政指導と位置づけられている行政活動に、处分性を認める最高裁判決も出現しており、医療法にもとづく [イ] について处分性を認めた最高裁判決（最二判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁）が注目されている。

1 通知	2 通達	3 聴聞	4 所掌事務	5 告示
6 意見公募	7 担当事務	8 基準	9 効告	10 命令
11 弁明	12 審理	13 担任事務	14 告知	15 自治事務
16 指針	17 要綱	18 規則	19 所管事務	20 指示

問題43 次の文章は、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰等が違法であるとして、当該懲罰を受けた議員が提起した国家賠償請求訴訟に関する最高裁判所の判決の一節である（一部修正してある）。空欄 [ア]～[エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

本件は、被上告人（議員）が、議会運営委員会が厳重注意処分の決定をし、市議会議長がこれを公表したこと（以下、これらの行為を併せて「本件措置等」という。）によって、その名誉を毀損され、精神的損害を被ったとして、上告人（市）に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるものである。これは、[ア] の侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう [イ] に当たり、適法というべきである。

もっとも、被上告人の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを前提とするものである。

普通地方公共団体の議会は、憲法の定める [ウ] に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、[エ] の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である。そして、このことは、上記の措置が [ア] を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の [ア] を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が [エ] の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。

（最一小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁）

1 公法上の地位	2 一般市民法秩序	3 直接民主制
4 既得権	5 地方自治の本旨	6 知る権利
7 制度改革訴訟	8 行政立法	9 立法裁量
10 議会の内部規律	11 私法上の権利利益	12 統治行為
13 公法上の当事者訴訟	14 道州制	15 権力分立原理
16 当不當	17 自己情報コントロール権	18 法律上の争訟
19 抗告訴訟	20 司法権	

[問題44～問題46は記述式] (解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すこと。なお、字数には、句読点も含む。)

問題44 A県内の一定区域において、土地区画整理事業（これを「本件事業」という。）が計画された。それを施行するため、土地区画整理法に基づくA県知事の認可（これを「本件認可処分」という。）を受けて、土地区画整理組合（これを「本件組合」という。）が設立され、あわせて本件事業にかかる事業計画も確定された。これを受けて本件事業が施行され、工事の完了などを経て、最終的に、本件組合は、換地処分（これを「本件換地処分」という。）を行った。

Xは、本件事業の区域内の宅地につき所有権を有し、本件組合の組合員であるところ、本件換地処分は換地の配分につき違法なものであるとして、その取消しの訴えを提起しようと考えたが、同訴訟の出訴期間がすでに経過していることが判明した。

この時点において、本件換地処分の効力を争い、換地のやり直しを求めるため、Xは、誰を被告として、どのような行為を対象とする、どのような訴訟（行政事件訴訟法に定められている抗告訴訟に限る。）を提起すべきか。40字程度で記述しなさい。

(下書き用)

10

15


問題45 Aは、Bとの間で、A所有の甲土地をBに売却する旨の契約（以下、「本件契約」という。）を締結したが、Aが本件契約を締結するに至ったのは、平素からAに恨みをもっているCが、Aに対し、甲土地の地中には戦時中に軍隊によって爆弾が埋められており、いつ爆発するかわからないといった嘘の事実を述べたことによる。Aは、その爆弾が埋められている事実をBに伝えた上で、甲土地を時価の2分の1程度でBに売却した。売買から1年後に、Cに騙されたことを知ったAは、本件契約に係る意思表示を取り消すことができるか。民法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい。なお、記述にあたっては、「本件契約に係るAの意思表示」を「契約」と表記すること。

(下書用)

10

15


問題46 以下の〔設例〕および〔判例の解説〕を読んで記述せよ。

〔設例〕

A所有の甲不動産をBが買い受けたが登記未了であったところ、その事実を知ったCが日頃Bに対して抱いていた怨恨の情を晴らすため、AをそそのかしてもっぱらBを害する目的で甲不動産を二重にCに売却させ、Cは、登記を了した後、これをDに転売して移転登記を完了した。Bは、Dに対して甲不動産の取得を主張することができるか。

〔判例の解説〕

上記〔設例〕におけるCはいわゆる背信的悪意者に該当するが、判例はかかる背信的悪意者からの転得者Dについて、無権利者からの譲受人ではなくD自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、甲不動産の取得をもってBに対抗しうるとしている。

上記の〔設例〕について、上記の〔判例の解説〕の説明は、どのような理由に基づくものか。「背信的悪意者は」に続けて、背信的悪意者の意義をふまえつつ、Dへの譲渡人Cが無権利者でない理由を、40字程度で記述しなさい。

(下書き用)

背信的悪意者は、

10

15


## 一般知識等 [問題47～問題60は択一式（5肢択一式）]

問題47 普通選挙に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 アメリカでは、女性参政権に反対した南軍が南北戦争で敗れたため、19世紀末には男女普通選挙が実現した。
- 2 ドイツでは、帝政時代には男子についても普通選挙が認められていなかったが、ワイメーレ共和国になって男女普通選挙が実現した。
- 3 日本では、第一次世界大戦後に男子普通選挙となったが、男女普通選挙の実現は第二次世界大戦後である。
- 4 スイスでは、男子国民皆兵制と直接民主主義の伝統があり、現在まで女子普通選挙は行われていない。
- 5 イギリスでは、三次にわたる選挙法改正が行われ、19世紀末には男女普通選挙が実現していた。

問題48 「フランス人権宣言」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 個人の権利としての人権を否定して、フランスの第三身分の階級的な権利を宣言したものである。
- 2 人権の不知、忘却または蔑視が、公共の不幸と政府の腐敗の原因に他ならない、とされている。
- 3 人は生まれながらに不平等ではあるが、教育をすることによって人としての権利を得る、とされている。
- 4 あらゆる主権の源泉は、神や国王あるいは国民ではなく、本質的に領土に由来する、とされている。
- 5 権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は公の武力を持つてはならない、とされている。

問題49 日本のバブル経済とその崩壊に関する次の文章の空欄 [I] ~ [V] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

1985年のプラザ合意の後に [I] が急速に進むと、[II] に依存した日本経済は大きな打撃を受けた。[I] の影響を回避するために、多くの工場が海外に移され、産業の空洞化に対する懸念が生じた。

G 7諸国の合意によって、為替相場が安定を取り戻した1987年半ばから景気は好転し、日本経済は1990年代初頭まで、平成景気と呼ばれる好景気を持続させた。[III] の下で調達された資金は、新製品開発や合理化のための投資に充てられる一方で、株式や土地の購入にも向けられ、株価や地価が経済の実態をはるかに超えて上昇した。こうした資産効果を通じて消費熱があおられ、高級品が飛ぶように売れるとともに、さらなる投資を誘発することとなった。

その後、日本銀行が [IV] に転じ、また [V] が導入された。そして、株価や地価は低落し始め、バブル経済は崩壊、平成不況に突入することとなった。

	I	II	III	IV	V
1	円安	外需	低金利政策	金融引締め	売上税
2	円安	輸入	財政政策	金融緩和	売上税
3	円高	輸出	低金利政策	金融引締め	地価税
4	円高	外需	財政政策	金融緩和	売上税
5	円高	輸入	高金利政策	金融引締め	地価税

問題50 日本の国債制度とその運用に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 東京オリンピックの1964年の開催に向けたインフラ整備にかかる財源調達を目的として、1950年代末から建設国債の発行が始まった。
- イ いわゆる第二次臨時行政調査会の増税なき財政再建の方針のもと、落ち込んだ税収を補填する目的で、1980年代に、初めて特例国債が発行された。
- ウ 1990年代初頭のバブル期には、税収が大幅に増大したことから、国債発行が行われなかった年がある。
- エ 東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を調達する目的で、2011年度から、復興債が発行された。
- オ 増大する社会保障給付費等を賄う必要があることから、2014年度の消費税率の引上げ後も、毎年度の新規国債発行額は30兆円を超えていた。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題51 日本の子ども・子育て政策に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 児童手当とは、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、家庭等における生活の安定に寄与するために、12歳までの子ども本人に毎月一定額の給付を行う制度である。
- イ 児童扶養手当とは、母子世帯・父子世帯を問わず、ひとり親家庭などにおける生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として給付を行う制度である。
- ウ 就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が学用品費や学校給食費などの必要な援助を与える制度であり、生活保護世帯以外も対象となるが、支援の基準や対象は市町村により異なっている。
- エ 小学生以下の子どもが病気やけがにより医療機関を受診した場合、医療費の自己負担分は国費によって賄われることとされ、保護者の所得水準に関係なく、すべての子どもが無償で医療を受けることができる。
- オ 幼稚園、保育所、認定こども園の利用料を国費で賄う制度が創設され、0歳から小学校就学前の子どもは、保護者の所得水準に関係なくサービスを無償で利用できることとされた。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・オ

問題52 新しい消費の形態に関する次のア～エの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 定額の代金を支払うことで、一定の期間内に映画やドラマなどを制限なく視聴できるサービスは、ギグエコノミーの一つの形態である。
- イ シェアリングエコノミーと呼ばれる、服や車など個人の資産を相互利用する消費形態が広がりつつある。
- ウ 戸建住宅やマンションの部屋を旅行者等に提供する宿泊サービスを民泊と呼び、ホテルや旅館よりも安く泊まることや、現地の生活体験をすることを目的に利用する人々もいる。
- エ 詰替え用のシャンプーや洗剤などの購入は、自然環境を破壊しないことに配慮したサブスクリプションの一つである。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題53 現在の日本における地域再生、地域活性化などの政策や事業に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア まち・ひと・しごと創生基本方針は、地方への新しい人の流れをつくるとともに、地方に仕事をつくり、人々が安心して働くようにすることなどを目的としている。
- イ 高齢化、過疎化が進む中山間地域や離島の一部では、アート（芸術）のイベントの開催など、アートを活用した地域再生の取組みが行われている。
- ウ 地域おこし協力隊は、ドーナツ化や高齢化が進む大都市の都心部に地方の若者を呼び込み、衰退している町内会の活性化や都市・地方の交流を図ることを目的としている。
- エ シャッター街の増加など中心市街地の商店街の衰退が進むなかで、商店街の一部では空き店舗を活用して新たな起業の拠点とする取組みが行われている。
- オ エリアマネジメントは、複数の市町村を束ねた圏域において、中心都市の自治体が主体となって、民間の力を借りずに地域活性化を図ることを目的としている。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題54 日本の人口動態に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 死因の中で、近年最も多いのは心疾患で、次に悪性新生物（腫瘍）、脳血管疾患、老衰、肺炎が続く。
- イ 婚姻については平均初婚年齢が上昇してきたが、ここ10年では男女共30歳前後で変わらない。
- ウ 戦後、ベビーブーム期を二度経験しているが、ベビーブーム期に生まれた世代はいずれも次のベビーブーム期をもたらした。
- エ 出生数と死亡数の差である自然増減数を見ると、ここ10年では自然減の程度が拡大している。
- オ 出産した母の年齢層別統計を見ると、ここ30年間は一貫して20代が最多を占めている。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題55 インターネット通信で用いられる略称に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア BCCとは、Backup Code for Clientの略称。インターネット通信を利用する場合に利用者のデータのバックアップをおこなう機能。
- イ SMTPとは、Simple Mail Transfer Protocolの略称。電子メールを送信するための通信プロトコル。
- ウ SSLとは、Social Service Lineの略称。インターネット上でSNSを安全に利用するための専用線。
- エ HTTPとは、Hypertext Transfer Protocolの略称。Web上でホストサーバーとクライアント間で情報を送受信することを可能にする通信プロトコル。
- オ URLとは、User Referencing Locationの略称。インターネット上の情報発信ユーザーの位置を特定する符号。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題56 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるときは、いったん開示請求を却下しなければならない。
- 2 行政機関の長は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、開示する必要はない。
- 3 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報については、必ず当該保有個人情報の存否を明らかにしたうえで、開示または非開示を決定しなければならない。
- 4 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に個人識別符号が含まれていない場合には、当該開示請求につき情報公開法<sup>\*</sup>にもとづく開示請求をするように教示しなければならない。
- 5 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に法令の規定上開示することができない情報が含まれている場合には、請求を却下する前に、開示請求者に対して当該請求を取り下げるように通知しなければならない。

(注) \* 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

問題57 個人情報の保護に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの安全管理を図る措置をとった上で、個人データの取扱いについて、その一部を委託することは可能であるが、全部を委託することは禁止されている。
- 2 個人情報取扱事業者は、公衆衛生の向上のため特に必要がある場合には、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得ることが困難でない場合でも、個人データを当該本人から取得することができ、当該情報の第三者提供にあたっても、あらためて、当該本人の同意を得る必要はない。
- 3 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データの提供を受ける者が生じる場合には、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得なければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合でも、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得た場合に限り、個人データを当該地方公共団体に提供することができる。
- 5 個人情報取扱事業者は、個人情報の取得にあたって通知し、又は公表した利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、個人情報によって識別される特定の個人である本人に通知し、又は公表しなければならない。

問題58 本文中の空欄 **I** および **II** には、それぞれあととのア～カのいずれかの文が入る。その組合せとして妥当なものはどれか。

コミュニケーション失調からの回復のいちばん基本的な方法は、いったん口をつぐむこと、いったん自分の立場を「かっこにいれる」ことです。「あなたは何が言いたいのか、私にはわかりません。そこで、しばらく私のほうは黙って耳を傾けることになりますから、私にもわかるように説明してください」。そうやって相手に発言の優先権を譲るのが対話というマナーです。

でも、この対話というマナーは、今の日本社会ではもうほとんど採択されていません。今の日本でのコミュニケーションの基本的なマナーは、「**I**」だからです。相手に「私を説得するチャンス」を与える人間より、相手に何も言わせない人間のほうが社会的に高い評価を得ている。そんな社会でコミュニケーション能力が育つはずがありません。

「相手に私を説得するチャンスを与える」というのは、コミュニケーションが成り立つかどうかを決する死活的な条件です。それは「**II**」ということを意味するからです。

それはボクシングの世界タイトルマッチで、試合の前にチャンピオンベルトを返還して、それをどちらにも属さない中立的なところに保管するのに似ています。真理がいずれにあるのか、それについては対話が終わるまで未決にしておく。いずれに理があるのかを、しばらく宙づりにする。これが対話です。論争はそこが違います。論争というのはチャンピオンベルトを巻いたもの同士が殴り合って、相手のベルトを剥ぎ取ろうとすることだからです。

対話において、真理は仮説的にではあれ、未決状態に置かれねばなりません。そうしないと説得という手続きには入れない。説得というのは、相手の知性を信頼することです。両者がともに認める前提から出発し、両者がともに認める論理に沿って話を進めれば、いずれ私たちは同じ結論にたどりつくはずだ、そう思わなければ人は「説得」することはできません。

(出典 内田樹「街場の共同体論」から)

- ア 自分の言いたいことばかりを必死に情緒に訴えて、相手を感動に導くこと  
イ 自分の言いたいことのみを先んじて冷淡に述べ、相手の発言意欲を引き出すこと  
ウ 自分の言いたいことだけを大声でがなり立て、相手を黙らせること  
エ あなたの言い分も私の言い分も、どちらも立つように、しばらく判断をキャストティングする  
オ あなたの言い分が正しいのか、私の言い分が正しいのか、しばらく判断をペンドティングする  
カ あなたの言い分も正しいけれど、私の言い分はもっと正しいと、しばらく判断をマウンティングする

	I	II
1	ア	エ
2	イ	エ
3	イ	オ
4	ウ	オ
5	ウ	カ

問題59 本文中の空欄  に入る文章を、あのア～オを並べ替えて作る場合、その順序として妥当なものはどれか。

それにしても、科学というものは、常識的なものの見方を超えた客観性をもつと考えられている。深い経験的な知識が、特定の範囲にかぎって「ほぼ妥当する」のとは違って、科学の知識は「いつでも必ず成り立つ客観性」をもつと信じられている。なぜこのように、科学は万能ともいえる「絶対的な客観性」をもっているのだろうか。万能というと、これはもう信仰の対象に近く、わたしたちは宗教と似たかたちで、科学の客観性を信じているのかもしれない。ところが、実のところ科学は、もっと控えめな客観性しか持ち合わせていないのである。それでも立派に科学の役割は果たされる。

たとえば、技術上の画期的なアイデアが生まれた場面や、科学的な知識が革命的な飛躍をとげた場面を調べてみると、それらの場面ではほとんど例外なく、発明家や科学者たちが驚きとともに斬新な「ものの見方」を獲得していた事実に気づかされる。科学の歴史をたどると、それこそ無数に実例があるのだが、ここでは話を分かりやすくするために、より身近な具体例で考えてみたい。

(出典 濑戸一夫「科学的思考とは何だろうか」から)

ア 深い経験的な知識や知恵が驚きとともにわたしたちの目を見開かせ、常識の搖らぎを新たな発見へと誘うように、科学にもこれと同様の性格が備わっている。

イ その客観性は人間の主体的な創造へとつながる「ものの見方」に由来するのである。

ウ しかし、その性格は、信仰に類する絶対的な客観性や万能性とは違う。

エ 科学はむしろ「控えめな客観性」に留まる点で素晴らしい。

オ 科学がもつのは、もっと控えめな客観性にすぎない。

- 1 ア → ウ → イ → オ → エ
- 2 エ → ア → ウ → オ → イ
- 3 エ → ウ → イ → ア → オ
- 4 オ → イ → ウ → エ → ア
- 5 オ → ウ → ア → エ → イ

問題60 本文中の空欄 [I] ~ [V] に入る語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

自信のあること、当然だと思うことは、小さい声で言うようにしましょう。その小さな声が、池に小石を投げ入れたときのように、[I] を広げていって、はじめてそれまでの流れが変わり、決定が覆る可能性が出てくるのです。普段から大きい声を出さないようにする習慣を身につけていたほうがいいかもしれません。

また、怒っている気持ちを外に表すような言い方や態度での発言も感心しません。会議では、それはほとんどの場合、逆効果です。

議論が [II] するにつれて、言葉が荒く汚くなる人がいますが、これにも注意しましょう。感情的になりすぎない姿勢が大切です。

議論というのは言葉で行われるものであり、まずは [III] であることが求められます。それには、仕事のなかでの鍛錬が大きな意味を持ちます。また独り善がりでなく、相手が聞いてくれる話しが必要になります。それは、立場を変えて考えてみれば容易にわかるはずです。

とくに、話し合いの場が厳しいときほどユーモアを交えた話し方ができると一目置かれます。言うまでもありませんが、ユーモアは、社交を [IV] し、表明した意見のアタリを弱める役割があるのです。

反論や問題提起は、言う側も言われる側も、心理的 [V] が高まります。そうしたときに、場にあったユーモアを発することは大きな味方になります。

自分の意見が受け入れられたときに「勝ち誇った」顔を見せないことも大事です。

(出典 岡本浩一「会議を制する心理学」から)

	I	II	III	IV	V
1	波紋	白熱	正確	促進	葛藤
2	波乱	熱中	親密	推進	抑圧
3	波紋	過熱	正常	推進	葛藤
4	波及	白熱	親密	進捗	抑圧
5	波乱	過熱	正確	進捗	懊惱